

2 環境保全に向けた今後の取組み

(1) 生活環境の保全

- 現在取り組まれている施策を通じて、生活環境はおおむね良好な状態に保たれています。しかしながら、現在の環境で満足することなく、今後もより快適な環境の創出に努める必要があります。

(2) 都市環境の創造

- 市街地に残された地域に親しまれている並木や緑地など既存の緑を保全していくとともに、公園整備などを計画的に進めていく必要があります。
- 公共施設の緑化をはじめ、事業所や住宅地の緑化を進める必要があります。
- 寺戸川など地域の身近な水辺環境についても見直し、再認識する必要があります。
- 文化価値を有するまちなみの保全や良好な景観・まちづくりを計画的に進める必要があります。

(3) 人と自然との共生

- 宅地化による竹林面積の縮小や竹林の荒廃による在来植生の減少、ナラ枯れによる植生の変化など、本市の自然環境を取り巻く状況が十分に把握できていないことから、基礎データの収集を進める必要があります。また、自然環境やこれらに依存する生物など、地域の生物多様性を計画的に保全する必要があります。

(4) 資源の循環的利用

- ごみ排出量は、4R※活動など各種取組みを通じて削減効果が得られているため、今後も継続的に取組みを推進し、さらなる排出削減につなげる必要があります。
- 資源の有効利用については、廃食油や紙パック回収などの取組みが進んでいますが、これらの取組みをさらに普及させ、リサイクルを推進する必要があります。
- 地産地消の推進、資源の循環利用については、一部学校などで進めており、今後は市全域で計画的に推進する必要があります。

※ 4R：リフューズ（受け取り拒否）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

(5) 地球環境の保全

- 市民、事業者に対して情報発信などの意識啓発を中心に進めていますが、今後さらに推進させるため、市民、事業者が一体となって地域全体の温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。また、これらの実施状況の把握や評価を行い、効果的に取組みを推進する体制を構築する必要があります。
- 京都府は、京都府地球温暖化対策条例において温室効果ガスの総排出量を2020年度(平成32年度)までに1990年度(平成2年度)から25%削減することを目標として規定しており、本市としてもこれに沿った取組みを進める必要があります。

(6) 環境保全への市民参画

- 環境保全を目的とした環境関連団体の増加を目指して、団体の活動基盤の整備やリーダーになる人材及び専門的知識を有する環境ボランティアの育成を図り、継続的な支援に努めていく必要があります。